# 第1章 総 則

### 第1節 目 的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす大規模な風水害に対処するため、 災害対策基本法第42条の規定に基づき、加西市防災会議が作成する「加西市地域防災計画」の 「風水害対策計画編」として、総合的かつ計画的な防災行政の整備と推進を図り、防災体制の万 全を期することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

災害対策の実施に当たっては、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、 絶えず対策の改善を図ることとする。

また、行政の対策「公助」には限界があることから、市民一人ひとりが自分の命や財産を守る「自助」、地域で助け合う「共助」を適切に組み合わせた取り組みを推進することとする。

その際、男女共同参画の視点から、地域防災計画修正や避難所や避難場所の設置・運営等の応急対策、復旧・復興対策など、災害対策のあらゆる場・組織における女性の参画を促進することとする。

併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者(災害対策基本法第8条に規定する 「要配慮者」)の参画を促進することとする。 また、救援物資、避難所の設置・運営等の対策面において、災害時要援護者や女性や子育て家庭のニーズ に配慮することとする。

さらに令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

## 第2節 加西市水防計画との関係

「水防計画」に基づく水防組織では、対応できないような風水害等が発生し、又は発生する恐れがある場合には、災害対策本部を設置し、本計画により総合的な災害対策を講ずる。

なお、水防計画に基づく水防本部は、災害対策本部に統合し、組織の一元化を図る。

### 第3節 防災ビジョン

### 第1 基本理念

市の地域特性や今後の都市として開発動向をふまえた地域防災計画策定及び運用の指針として、 以下の3点を計画の理念とする。

- ① 「災害に強い加西市」となるようまちづくりを進める。
- ② 「災害に強い市民」「災害に強い職員」として、自らを鍛える。
- ③ 「災害発生時への適切な対応をするためのハード・ソフト両面にわたる備え」を怠らない。

# 第2 基本目標

この計画で達成すべき基本目標は、次の9項目とする。これらの基本目標は、いずれも科学的な研究成果と様々な経験についての不断の検討に基づき、実現に向けて市民と行政が一体となって取り組まなければならない。

- ①災害予防行政の推進
- ③災害時要援護者の安全確保のための環境整備
- ⑤市民・職員の災害時行動力の強化
- ⑦役割分担と連携方法の明確化
- ⑨実践的な防災訓練の実施

- ②都市構造等の防災性の向上
- ④防災拠点施設の整備及び強化
- ⑥地域・事業所における防災体制の強化
- ⑧事態の推移に対応した作業手順の具体化

## 第4節 防災計画の種別と内容

本計画は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画について、それぞれ定めたものであり、その内容は概ね次のとおりである。

- (1) 災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。
- (2) 災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、それを防御し、又は応急救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害対策本部を設置した場合の計画とする。
- (3) 災害復旧計画は、災害により被害を受けた各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備えるための対策についての計画とする。

# 第5節 防災に関する事務又は業務の大綱

- 1 市長は、市の執行機関及び他の地方公共団体及びその他の関係機関の協力を得て、次に掲げる事務又は業務を処理する。
  - (1) 災害対策の組織の整備及び訓練に関すること。
  - (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施に関すること。
  - (3) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備に関すること。
  - (4) 避難指示等に関すること。
  - (5) 水防、消防その他の応急措置に関すること。
  - (6) 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査に関すること。
  - (7) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。
  - (8) 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策並びに社会秩序の維持に関すること。
  - (9) その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関すること。
  - (10) 公共的団体及び住民の自主防災組織の指導育成に関すること。
- 2 公共的団体(関西電力・NTT西日本等)及び消防法に基づく防災上重要な施設の管理者は、 次の業務を処理する。
  - (1) 防災に関する組織の整備に関すること。
  - (2) 防災業務に従事する職員の配置及び服務の基準を定めること。
  - (3) 防災訓練を実施すること。
  - (4) 防災応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材を備蓄又は整備し、その管理・保管に属する防災施設の整備、点検に関すること。
  - (5) 市長の所轄のもとに災害復旧対策を実施し、及び市長の実施する応急処置が円滑に行われるよう必要な措置を講ずること。

## 第6節 防災計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定により、必要があると認めるときは速やかに修正する。

### 第7節 兵庫県地域防災計画との関係

本計画は、兵庫県地域防災計画(風水害等対策計画編)を基準とするとともに、加西市のみでは対応できないような大災害・広域災害が発生した場合は、加西市地域防災計画のみならず兵庫県地域防災計画・兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定・東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定・播磨広域防災連携協定に基づき、兵庫県及び播磨地域の市町等の防災関係機関との密接な連携のもと、災害応援要請又は支援を行う。

# 第8節 防災計画の周知徹底

関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究並びに教育訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対し周知徹底を図り、もって防災計画を円滑に推進するよう努める。

# 第9節 防災関係機関の業務の大綱

指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理する。

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
77 77	応急食糧(米穀)及び災害対策用乾		
近畿農政局	パンの備蓄	災害対策用乾パンの	
		供給(売却)	
近畿地方整備局	公共土木施設(直轄)の整備と防	1. 水防警報の発表伝	被災公共土木施
姫路河川国道事務所	災管理	達(指定河川、湖	設 (直轄)の復旧
小野出張所		沼、海岸について)	
		水防応急対策の技	
		術指導	
		2. 公共土木施設(直	
		轄) の応急対策	
陸上自衛隊		1. 人命救助及び避難	
陸上自衛隊第8高射特科群		2. 応急対策の支援	
北播磨県民局	1. 公共土木施設(所管)の整備と	1. 公共土木施設(所	1. 被災公共土木
加東土木事務所	防災管理	管) の応急対策	施設(所管)の復
	2. 水防力の整備強化	2. 水防警報の発表、	旧
	3. 災害危険区域の指定	伝達並びに水防応	2. 被災住宅に対
	4. 市街地再開発の推進(旧防災建	急対策	する災害特別融
	築街区の造成を含む)		資
	5. 宅地造成工事規制区域内におけ		3. 災害公営住宅
	る宅地保全		の建設等住宅災
	. ## 11 [ PP	. # 11 1 -> # 12 11-5	害の復旧
北播磨県民局	1. 農林水産関係施設 (所管)の整	1. 農林水産関係施設	
加古川流域土地改良事	備と防災管理	の応急対策	関係施設(所管)
務所	2. 水防力の整備強化	2. 応急救助用食糧の	**
加東農林振興事務所	3. 災害予防対策についての推進指導	調達あっせん 3. 災害対策用木材の	2. 被災農林、漁業者に対する災
	<del>特</del>	3. 火舌刈泉用小材の 調達あっせん	乗有に対する火 害融資
		<ul><li>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	古際貝
		害虫の防除、家畜	
		の管理衛生及び飼	
		料の確保等の応急	
		対策	
北播磨県民局		1. 医療救護	1. 保健衛生関係
加東健康福祉事務所		2. 感染症、給水等応	施の復旧
4 4/4 //		急保健衛生対策	2. 廃棄物処理施
		3. 被災地の廃棄物処	設復旧
		理対策	
		4. 毒物劇物対策	
加西警察署		1. 災害警備	
		2. 人命救助及び避難	
		3. 交通応急対策	
加重古沙陆国	消防力の整備強化	防災活動及び被災者	
加西市消防団		の応急救助	

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西日本電信電話株式会社		1. 電気通信の疎通確	被災電気通信設
(以下「NTT西日本」とい	と防災管理	保と設備の応急対	備の災害復旧
う)   兵庫支店		策の実施	
<b>兴</b>		2. 災害時における非	
11 Az Ad 244 Ld. D. A. Ld.	NO NACOLAR - HOUSE NO DE VILLE - HOUSE	常緊急通信	14.77 M 24.17.50 -
北条鉄道株式会社	鉄道施設の整備と防災管理	1. 災害時における緊	
		急鉄道輸送	復旧
		2. 鉄道施設の災害応 急対策	
関西電力送配電株式会社	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急	被災電力供給施
社配電営業所	电刀	対策	設の復旧
	ガス供給施設の点検と防災管理	ガス供給施設の応急	
加西地区		対策	設の復旧
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		災害時における医療	
		救護	害(PTSD)等の被
加西市医師会			災者への精神的、
			身体的支援
		1. 災害時における緊	
兵庫県トラック協会		急陸上運送	
北播支部		2. 緊急時の無線通信	
		支援	
神姫バス株式会社		1. 災害時における緊	
北条営業所		急陸上輸送	
5 世界 5 5 5 15 6		2. 緊急時の無線通信	
兵庫県タクシー協会		支援(兵庫県タク	
東播支部		シー協会東播支部	
<b>一</b>	   有料道路 (所管)の整備と防災管	のみ) 有料道路 (所管)の	
関西支社福崎高速道路事		応急対策	
務所	生	\(\(\int_1\)\(\int_2\)\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
加西市社会福祉協議会	1. ボランティア活動の啓発	1. ボランティアへの	
	2. ボランティアの登録	応援要請	
		2. ボランティア活動	
		のコーディネート	
加西市教育委員会		1. 教育施設(所管)	被災教育施設
		の応急対策	(所管)の災害復
		2. 被災児童生徒の応	日
		急教育対策	
市立加西病院	1. 自衛消防組織の強化		
	2. 入院・通院者の安全対策及び		
	入院者の緊急連絡体制の確立		
加西市	3. 医療機器・施設の防災管理 1. 市の地域にかかる災害予防事業	1. 災害応急対策の総	市の所管に属す
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	1. 川の地域にかかる火害了防事業	1. 火害心忌対泉の総   合連絡調整及び実	る施設等の復旧
	2. 備蓄資機材の整備等	」 ロ	る肥以 サツ後旧
		2. 県に対する要望事	
		項のとりまとめ、	
		災害広報、被害者	
		の陳情に対する調	
		整	
		3. 市の地域にかかる	
		応急対策	
北はりま消防組合	消防・予防活動	1. 消防、水防活動等	
t and the term			i e
加西消防署		2. 被災者救出・救助 活動	

## 第10節 風水害の危険性と被害の特徴

過去の風水害等の状況を参考に、加西市における防災対策の参考とする。

#### 1 風水害の危険性

### (1) 梅雨前線による集中豪雨

梅雨前線が兵庫県のすぐ南のあたりを東西に横切って停滞しているところに、熱帯低気 圧が北上し、前線活動を活発化させ大雨を引き起こす。

### (2) 台風による風水害

台風の進行方向に梅雨前線や秋雨前線があるときには、前線北側の寒気と接触し大雨をもたらすことが多い。

### 2 風水害の被害の特徴

#### (1) 水害

梅雨前線による豪雨、台風による大雨等があるが、気象状況により雨量が異なる。未改修 河川や中小河川の氾濫等による床上、床下浸水、道路や耕地の冠水被害等が考えられる。

# (2) 土砂災害

土砂災害は、土石流、地すべり、斜面崩壊に大別できる。土石流については砂防堰堤の整備等が進んでいるものの、谷あいの宅地等は集中豪雨等による被害発生が考えられる。地すべりについては、山崎断層周辺で起こりやすい地域がある。斜面崩壊(山崩れ、崖崩れ等)については、基岩の風化が進んだ急斜面の多い地域で発生しやすい。

### (3) 風害

強風による被害としては、飛来物による人的、物的被害が考えられる。平均風速30mを超える暴雨は台風によるものが多く、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

## 加西市における過去20年間の降雨量

(mm)

													(111111)
月 年度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
平成 13	23.0	133. 5	205.0	78. 0	86.5	184. 5	205.5	47. 5	41.0	53.0	13.5	118.0	1, 189. 0
平成 14	113.0	132.5	69.5	197. 0	71.0	74. 5	55.0	15. 5	47. 5	60.0	61.5	106.0	1,003.0
平成 15	220.5	104.0	134.0	273.0	200.5	63. 5	67.0	188.0	36. 5	4.5	43.5	66.0	1, 401. 0
平成 16	147.0	247.0	184. 5	45. 5	179.5	219.0	261.5	42.5	110.5	19.5	71.0	81.5	1,609.0
平成 17	46.0	80.5	28.5	220.0	51.5	38. 5	56.0	75.0	16.0	49.0	90.5	122.0	873.5
平成 18	119.5	139.0	182.5	290. 5	73.0	178.0	68.5	70.5	54. 5	18.5	46. 5	75. 5	1, 316. 5
平成 19	28.5	150.5	129.0	317.0	92.0	53.0	53.5	17.0	45.0	48.0	37. 5	69.0	1, 040. 0
平成 20	128.0	167.0	111.0	139.0	87.0	166.0	81.5	46.0	27. 5	35. 5	134.0	125.0	1, 247. 5
平成 21	75. 5	70.0	87.0	33. 5	205.0	57. 5	82.0	133.5	58. 5	20.5	100.5	135. 5	1, 059. 0
平成 22	201.0	200.0	298.5	218. 5	25.0	126. 5	141.5	11.5	64. 0	7.0	65.0	23.0	1, 381. 5
平成 23	89.0	287. 0	83.0	107.5	51.5	474.0	157.0	85. 5	14.0	26.5	71.5	134. 5	1, 581. 0
平成 24	122.5	55. 5	260.5	197. 0	48.5	133.5	68.5	98.0	94. 5	30.5	58.0	54.0	1, 221. 0
平成 25	101.5	71.5	189.0	157. 0	195.0	414.5	163.5	87.0	80.5	29.0	30.5	130.0	1,649.0
平成 26	72.0	75. 5	80.5	111.5	268.0	60.5	185.5	60.5	66. 5	91.0	27.5	138.0	1, 237. 0
平成 27	144.0	96. 0	211.0	372.0	220.0	169.0	48.0	132.0	106.0	60.0	81.0	75.0	1, 714. 0
平成 28	227.0	158.0	261.0	131.0	101.0	457.0	77.0	61.0	92.0	36.0	43.0	39.0	1, 683. 0
平成 29	161.0	60.0	164.0	123. 0	129.0	189.0	356.0	39. 0	28. 0	43.0	45.0	178.0	1, 515. 0
平成 30	131.0	165.0	186.0	412.0	104.0	383.0	54.0	3.0	73. 0	22.0	53.0	81.0	1,667.0
令和元	140.0	64. 0	170.0	137. 0	250.0	108.0	139.0	11.0	60.0	53.0	52.0	140.0	1, 324. 0
令和 2	150.0	68.0	257.0	128.0	2.0	128.0	90.0	51.0	13.0	55.0	43.0	122.0	1, 107. 0

(~H26消防署、H27~加西観測所)